

令和8年度

中小企業の
事業主の皆様へ

助成金だより

神奈川働き方改革推進支援センター

TEL 0120-910-090

【厚生労働省委託事業】

～雇用関係助成金のご案内～

※助成要件等の詳しい内容は、神奈川働き方改革推進支援センターにお問い合わせください。

1. キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる「非正規雇用労働者」の企業内でのキャリアアップを促進するための助成金です。

- ・正社員化コース：有期雇用から正規雇用への転換など
有期雇用 ⇒ 正規雇用：1人あたり 40万円
重点支援対象者の場合：2期有り 計80万円
- ・賃金規定等改定コース：有期雇用労働者の賃金規定を3%以上増額で一人あたり4万～7万円

2. 業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、同時に生産性向上のための設備投資等を行った中小企業・小規模事業者に、その設備投資等の費用の一部を助成するものです。

助成額の上限：30万円 ～ 最大600万円（引き上げ額と人数による）

3. 65歳超雇用推進助成金

- ・65歳超継続雇用促進コース：65歳以上への定年の引上げや廃止、66歳以上への継続雇用制度の導入などの措置等に応じた助成金です。
定年の廃止：60万円 ～ 240万円 定年を70歳以上へ引き上げ：45万円～140万円
定年を65歳～69歳へ引き上げ：15万円 ～ 135万円
66歳以上への継続雇用制度の導入：20万円 ～ 130万円
- ・高年齢者無期雇用転換コース
50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用転換制度に基づき無期雇用労働者に転換：一人あたり40万円

4. 両立支援等助成金

- ・出生時両立支援コース（子育てパパ支援）
男性労働者の育児休業取得：20万円等
- ・育児休業等支援コース
育休取得時：30万円 職場復帰時：30万円
- ・育休中等業務代替支援コース
手当支給等（育児休業）：最大240万円
新規雇用（育児休業）：9万円～81万円（業務代替期間に応じる）
- ・介護離職防止支援コース：休業取得＋ 職場復帰：40万円等

5. 人材開発支援助成金

従業員に対して、職務に関連した専門的な知識や技能を習得させるための「職業訓練等」を実施した事業主に対して、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成します。

近年は、デジタル人材の育成を支援する「DX リスキリング」に関連するコースも注目されています。

- ・人材育成支援コース（研修等）

経費助成：実費の 45%（※賃上げ要件達成で最大 60%）

賃金助成：1 人 1 時間あたり 800 円（※賃上げ要件達成で 1000 円）

- ・事業展開等リスキリング支援コース

経費助成：実費の 75%（受講者一人あたりの経費助成限度額 30 万円～）

賃金助成：1 人 1 時間あたり 1000 円

6. 働き方改革推進支援助成金

中小企業における労働時間の短縮や年次有給休暇の取得促進、週休 2 日制の導入など、労働時間の設定改善に向けた環境整備（生産性向上の設備導入など）を行う事業主を支援します。（経費の一部を助成）

- ・月 60 時間を超える 36 協定の時間外・休日労働時間数の削減

支給上限額：最大 150 万円

- ・年次有給休暇の計画的付与制度の新規導入

支給上限額：25 万円

- ・時間単位の年次有給休暇制度及び特別休暇の新規導入

支給上限額：25 万円

7. 人材確保等支援助成金

魅力ある職場づくりや雇用管理の改善、IT ツールの導入などによって、労働者の「離職率の低下（定着）」や「人材の確保」を図る事業主を支援します。

- ・雇用管理制度助成コース

賃金規定制度の導入：40 万円、諸手当等制度の導入：40 万円、人事評価制度の導入：40 万円

職場活性化制度の導入：20 万円、健康づくり制度の導入：20 万円

- ・業務負担軽減機器等の導入

労働者の業務負担の軽減が図られる機器・設備等の導入

対象経費の 1 / 2 最大 150 万円

あとがき

中小企業の皆様、助成金は「国の制度」です。ぜひご利用ください。
積極的に活用して会社を成長させましょう！

お問合せ・ご相談

神奈川働き方改革推進支援センター

TEL:0120-910-090

専門家を御社へ無料で派遣します。
公的機関により、営業・売り込みは全くありません。

ホームページ

